

**〔ちゅうしん でんさいサービス〕
「特定記録機関変更記録」の取扱開始ならびに関連手数料の制定について**

平素は、中日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）と他の電子債権記録機関（以下「提携記録機関」）との提携に伴い、「ちゅうしん でんさいサービス」において、「特定記録機関変更記録」の取扱いを開始いたします。

また、ちゅうしんでんさいサービス関連手数料について、一部見直し（制定）させていただきますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日・手数料制定日

2019年7月8日（月）

2. 記録機関変更記録の概要

提携記録機関に記録された電子記録債権を、「ちゅうしん でんさいサービス」に移行することができます。

これにより、「ちゅうしん でんさいサービス」に変更された電子記録債権を、当金庫で「でんさい割引」としてご利用いただけます。なお、「でんさい割引」には、所定の審査がございます。

3. 提携記録機関

- ・みずほ電子債権記録株式会社
- ・SMB C電子債権記録株式会社

4. 業務規程等の一部改正について

特定記録機関変更記録の取扱開始に伴い、でんさいネットの業務規程等が一部改正されます。

詳細は、でんさいネットホームページ [「業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ」](#) をご覧ください。

5. 制定する手数料

（税込）

手数料種類	料 金
記録機関変更記録（注）	1件につき4,320円
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行	1通につき1,080円

（注）当該手数料のほか、提携記録機関においても手数料が必要な場合もございます。

6. ご留意事項

- ・債権者および債務者双方が、提携記録機関およびでんさいネット双方と、事前に記録機関変更記録が利用可能な契約を締結する必要があります。
- ・記録機関変更記録を行う場合、提携記録機関および「ちゅうしんでんさいサービス」双方へ記録機関変更記録の申請を行う必要があります。
- ・「発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合」等、所定の事由に該当する場合は、記録機関変更記録を行うことはできません。

以 上